



決算に基づく健全化判断比率などを公表します



健全化判断比率と資金不足比率とは？

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（通称：財政健全化法）が成立し、財政の健全性を判断するための4つの指標（健全化判断比率）と公営企業の経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）を、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに皆さんに公表することが義務付けられました。

健全化判断比率4指標のいずれかが早期健全化基準を上回ると「早期健全化団体」、さらに悪化すると「財政再生団体」に指定されることとなります。また、公営企業（水道事業・下水道事業）については、経営健全化基準である資金不足比率により、それぞれの経営状況を判断することとなります。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率

	本町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	(13.58%)	15.0%	20.0%
② 連結実質赤字比率	(19.58%)	20.0%	30.0%
③ 実質公債費比率	12.0%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	106.0%	350.0%	

- ※ 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合や実質公債費比率、将来負担比率が算定されない場合は「-」となります。
- ※ () 内は実質黒字の比率です。

令和3年度決算に基づく資金不足比率

公営企業に係る特別会計の名称	町の比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	(11.1%)	20.0%
水道事業会計	(17.5%)	20.0%

- ※ 資金不足比率が算定されない場合は「-」となります。
- ※ () 内は資金余剰の比率です。

町の財政の基準

早期健全化基準

「財政健全化計画」を策定し、外部監査を受け、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むこととなります。

早期健全化が著しく困難と認められる場合は、総務大臣または知事から必要な勧告をされます。

更に悪化すると…

財政再生基準

「財政再生計画」を策定し、国の管理下のもと確実な再生に取り組むこととなります。

財政再生計画で総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業などを除き町債の発行ができなくなります。

公営企業の基準

経営健全化基準

「財政健全化計画」を策定し、外部監査を受け、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むこととなります。

早期健全化が著しく困難と認められる場合は、総務大臣または知事から必要な勧告をされます。

各指標の説明

実質赤字比率	普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積などから算定する当該団体の標準的な財政の規模）に対する比率です。家計に例えると、年収に占める年間赤字額の割合を表します。
連結実質赤字比率	公営企業会計や特別会計を含む全ての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。家計に例えると、家族全員の年収に占める年間赤字額の割合を表します。
実質公債費比率	普通会計が負担する元利償還金（町が借り入れた借入金の返済に充てる資金）などの標準財政規模に対する比率です。家計に例えると、年収に占める年間の借金返済額の割合を表します。
将来負担比率	町債の返済や職員の退職金など、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。家計に例えると、借金残高が年収の何年分に相当するかを示した割合を表します。（1年相当分＝100%）
資金不足比率	それぞれの公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率です。



令和3年度決算における健全化判断比率・資金不足比率につきましては、いずれも早期健全化基準・経営健全化基準を下回る健全段階となりました。今後もこの状態を維持できるよう財政状況の把握および指標の推移を注視しつつ、的確な財政運営に務めてまいります。